

百貨店

法第2条第2号、法別表第1（い）欄（4）項

【内 容】

物品販売業を営む店舗であって、同一の建築物内における物品販売業を営む店舗の用に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるものは百貨店として取り扱う。

【解 説】

- ・「百貨店法」の廃止により「百貨店」を定義する法律がなくなったが、建築基準法上の「百貨店」という用語は継承されているため、「百貨店法」に定義されていたものを「百貨店」とした。
- ・専門店の集まりであって経営主体が異なるショッピングモールや大型のスーパーマーケットについては、営業時間を揃えて建築物全体やフロア単位で総合的に営業している場合等も想定されるため、物品販売業を営む店舗の用に供する床面積の合計で百貨店に該当するか否かを判断する。
- ・百貨店は建築基準法上、物品販売業を営む店舗に含まれるため、両用途に該当するものはそれぞれにかかる規定をすべて満たす必要がある。

※1 百貨店に適用される規定

- ・木造建築物等である特殊建築物の外壁等（法第24条第3号）
- ・特殊建築物及び特定区域の便所の構造（令第30条第1項）
- ・屋上広場等（令第126条第2項）

※2 床面積の合計が1,500㎡を超える物品販売業を営む店舗に適用される規定

- ・2以上の直通階段を設ける場合（令第121条第1項第2号）
- ・避難階段の設置（令第122条第2項）
- ・物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅（令第124条第1項）
- ・屋外への出入り口（令第125条第3項）

【取り扱い開始時期】

平成30年 2月 1日